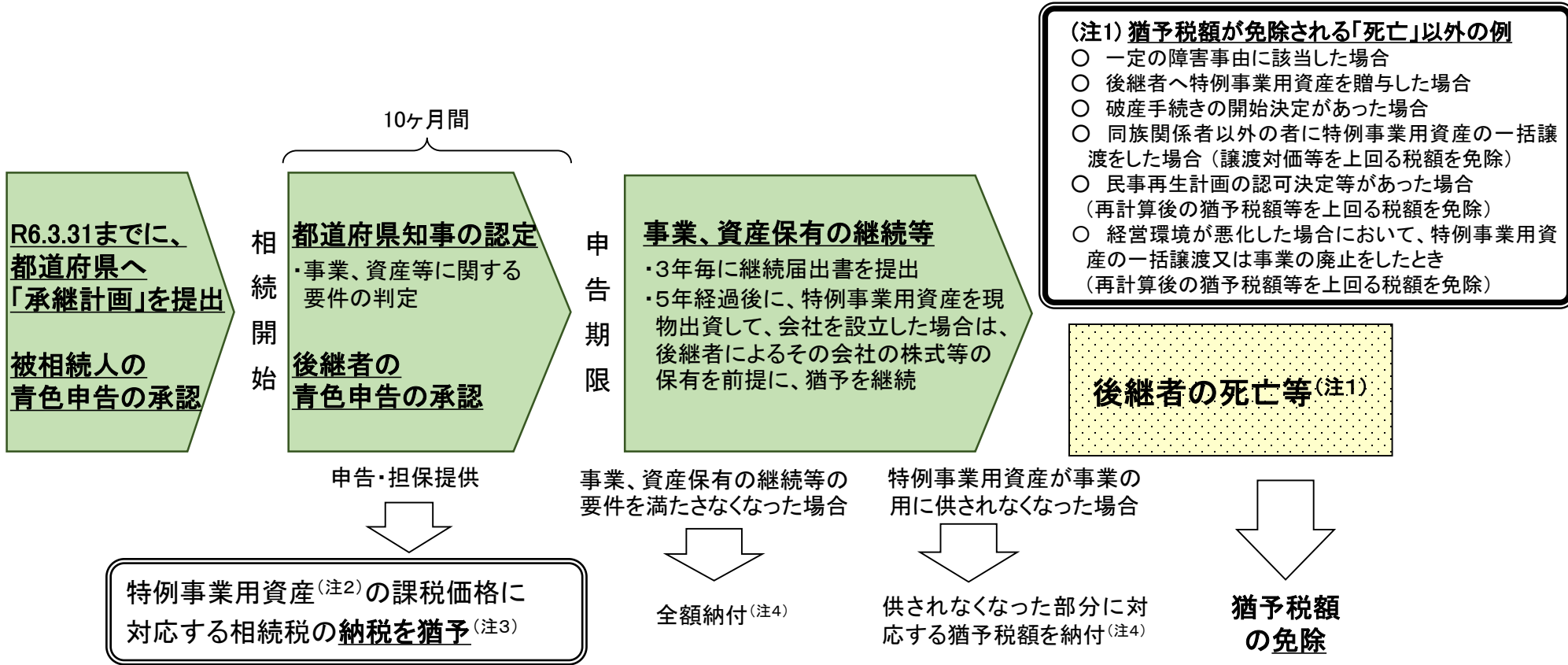


# 個人の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度



(注2) 「特例事業用資産」とは、被相続人の事業(不動産貸付事業を除く。)の用に供されていた土地(面積400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)又は減価償却資産で一定のものをいう。

(注3) 被相続人に債務がある場合には、特例事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く。)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする。

(注4) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。  
年3.6%[特例:0.7%※] ※特例基準割合1.6%の場合。